

体育館使用料（三儀山総合体育館）

単位：円

利用区分				1 時間当たり
専 用 利 用	利 用 者 が 入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ	小・中・高児童生徒	270
		に利用 する場 合	その他の団体	530
		文化的催物に利用する場合（営利又は 宣伝を目的としない場合）		1,060
		その他の場合		3,180
	利 用 者 が 入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	アマチュアスポーツに利用する場合		1,590
		文化的催物に利用する場合（営利又は 宣伝を目的としない場合）		3,180
		その他の場合		9,540
	一 部 利 用	会議室及び指導員室		
種目		利用区分	単位	1 回につき
卓球		小・中・高児童生徒	1	70
		一般	台	100

	バドミントン	小・中・高児童生徒	1 面	100
		一般		220
	バレーボール・ テニス	小・中・高児童生徒	1 面	220
		一般		440
	バスケットボー ル	小・中・高児童生徒	1 面	270
		一般		540
	体操	小・中・高児童生徒	1 種 目	100
		一般		220
	柔道	小・中・高児童生徒	1 面	220
		一般		440
	剣道	小・中・高児童生徒	1 面	150
		一般		320
	トレーニング設 備	高校生	1 人	100
		一般		220
	放送施設		一 式	540

備考 1 利用者が、入場料を徴収しないが入場料に相当する金品を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これに準ずる場合）は、入場料等を徴収する場合とみなして使用料を徴収する。

2 利用者が、入場料等を徴収する場合中「その他の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じた額を基本使用料に加算して得た額とする。

注 1 会員制により会費を徴収し、当該会員のみ入場させる催物の場合には、1月分の額（月々会費を徴収しないときは、1月分の会費に換算した額）を入場料とみなす。ただし、その金額が500円を超える場合は、500円とする。

注 2 商品等の売上に対して入場券を発行（これに類する行為を含む。）して入場させる催物の場合には、入場券1枚を発行できる商品売上価格の10分の1に相当する金額を入場料とみなす。ただし、その金額が500円を超える場合は500円とし、50円に満たない場合は50円とする。

注 3 上記注 1 及び注 2 の場合で、別に「入場整理料」等の名目で金額を徴収し、その金額が500円を超える場合は、当該「入場整理料」等の名目の金額をもって入場料とみなす。

3 利用者が、本市の住民でない場合の使用料は、基本使用料に5割を乗じた額を加算して得た額とする。

4 許可時間を延長した場合の使用料は、延長1時間（1時間未満の端数があるときは、1時間とする。以下同じ。）ごとにその属する利用時間区分の使用料に2割を乗じた額を加算して得た額とする。

- 5 この表中 1 回とは， 8 時 30 分から 12 時まで， 12 時から 17 時まで及び 17 時から 22 時までの利用をいう。
- 6 電灯等電気を必要とする場合の使用料は， その電気料金に係る実費相当額を加算して徴収する。